

Provisional Translation of Dousong-lü (鬪訟律) in Tang Code(2)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-09-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: NAKAMURA, Masato, Touritsusogi, Koudokukai メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00059404

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



『唐律疏議』闕訟律現代語訳稿 (2)

— 第11条から第20条まで —

中村正人・唐律疏議講読会

〔凡例〕

- 本訳稿は『唐律疏議』闕訟律の現代語への翻訳を目的とするので、各条の内容に関する解説は附さない。それらについては、『訳註 7』の該当箇所を参照されたい。また、篇目疏は『訳註 1』 201頁～ 202頁を参照。
- 漢字の字体は原則として現在の日本での通用字体とする。文中の〔 〕内は原注、()内は訳者補注、[]内は引用史料・中文文献の原文を示す。
- 原文は『訳註 3』を底本とする。文字を改める箇所には校注を附す。
- 唐令の条文番号は『拾遺』『拾遺補』（「復旧〇条」と表記する）および『校証』（「復原〇条」と表記する）に依拠した。
- 引用文献の略号は以下のとおりとする。

『拾遺』＝仁井田陞『唐令拾遺』復刻版、東京大学出版会、1964年（原刊：東洋文化学院、1933年）

『拾遺補』＝仁井田陞／池田温編集代表『唐令拾遺補 附唐日両令対照一覧』東京大学出版会、1997年

『校証』＝天一閣博物館・中国社会科学院歴史研究所天聖令整理課題組校証『天一閣蔵明鈔本天聖令校証 附唐令復原研究』中華書局、2006年

『訳註 1』＝律令研究会編『訳註日本律令 1 首巻』東京堂出版、1978年

『訳註 3』＝律令研究会編『訳註日本律令 3 律本文篇下巻』東京堂出版、1975年

『訳註 5』＝律令研究会編『訳註日本律令 5 唐律疏議訳註篇 1』東京堂出版、1979年

『訳註 7』＝律令研究会編『訳註日本律令 7 唐律疏議訳註篇 3』東京堂出版、

1987年

袁『注訳』=袁文興・袁超『唐律疏議注訳』甘肅人民出版社、2017年

錢『新注』=錢大群『唐律疏議新注』南京師範大学出版社、2007年

曹『訳注』=曹漫之主編『唐律疏議訳注』吉林人民出版社、1989年

戴『各論』=戴炎輝『唐律各論』国立台湾大学法学院事務組・三民書店、1965年

劉『箋解』=劉俊文『唐律疏議箋解』中華書局、1996年

『中国史2』=松丸道雄他編『世界歴史体系中国史2』山川出版社、1996年

【鬪訟律11条】毆制使府主県令

《第1段》

〔原文〕

諸毆制使本属府主刺史県令。及吏卒毆本部五品以上官長。徒三年。傷者。流二千里。折傷者絞。〔折傷。謂折齒以上。〕

疏議曰。有因忿而毆制使本属府主刺史県令。及吏卒毆本部五品以上官長。其吏卒等並於名例解詆。毆者。合徒三年。傷者。流二千里。折傷者絞。註云。折傷。謂折齒以上。依上条。鬪毆人。折齒。毀缺耳鼻。眇一目。及折手足指。若破骨。及湯火傷人者。各徒一年。此云折傷者折齒以上。得徒一年以上皆是。

〔訳文〕

皇帝の使者⁽¹⁾（「制使」）や自己の所属先の府主⁽²⁾・州の長官（「刺史」）・県の長官（「県令」）を毆打した場合、及び吏員・兵卒⁽³⁾（「吏卒」）が所属組織の五品以上の官長⁽⁴⁾を毆打した場合には、徒三年に処する。傷害した場合には流二千里に、折傷した場合には絞に処する。〔「折傷」とは、折齒以上（の傷害を与えた場合）をいう。〕

【疏文】憤激して制使や自己の所属先の府主・刺史・県令を毆打し、及び吏卒

が所属組織の五品以上の官長を毆打することがある。「吏卒」等の用語については、すべて名例律（6条不義）において解説し終えている。毆打した場合には徒三年とすべきであり、傷害した場合には流二千里、折傷した場合には絞とする。註文に「折傷」とは、折齒以上（の傷害を与えた場合）をいう」とある。上述の（闕訟律2）条によれば、「人と争ひ毆打して齒を折り、耳鼻を欠損し、片目の視力を低下させ、及び手足の指を折り、若しくは骨にヒビを入らせ、及び熱湯や火で人を傷つけた場合には、それぞれ徒一年に処する」とされており、これが「折傷とは折齒以上」ということである。徒一年以上（の刑罰）を得るものはすべてこれ（＝折傷）である。

〔訳注〕

- (1) 原文「制使」について、名例律6条大不敬の疏文に「制使とは、勅を奉じて使者の名目を定めたものも、担当官員に命じて派遣せしめた場合も、いずれもこれに該当する〔制使者。謂奉勅定名。及令所司差遣者是也〕」とある。詳しくは『訳註5』47頁注11参照。
- (2) 「府主」について、名例律6条不義の疏文に「府主とは、（軍防）令（復旧29条。『拾遺』382-383頁）の規定によれば、「職事官五品以上の者、三品以上の勲官を帯びる者には、親事・帳内（といった属僚）が与えられる」とあり、（この親事・帳内が）仕えている主のことを名づけて府主とする〔府主者。依令。職事官五品以上。帶勲官三品以上。得親事帳内。於所事之主。名為府主〕」とある。なお、親事・帳内について詳しくは『訳註5』54頁注2参照。
- (3) 原文「吏卒」について、名例律6条不義の疏文に「吏とは、流外官以下の役人をいう。卒とは、庶士・衛士（といった下級の兵士）の類をいう〔吏。謂流外官以下。卒。謂庶士衛士之類〕」とある。詳しくは『訳註5』55頁注7参照。
- (4) 「官長」とは、「語の本義としては、長官を意味する」が、闕訟律12条の疏文にもあるように、「疏の独自の解釈によって、特定の——しかも大部分の——官庁の次官（通判官）もまた官長のうちに含まれるものとされている」（『訳註5』55頁以下注8）。要するに、「長官」と大部分の「次官」を含む概

念が「官長」ということになるが、こうした概念を表す適当な訳語が存在しないため、ここでは原語のまま表記することとした。なお、『訳註7』305頁の【解説】にも「官長」についての詳しい考察がなされている。あわせて参照されたい。

《第2段》

〔原文〕

若毆六品以下官長。各減三等。減罪輕者。加凡鬪一等。死者斬。詈者。各減毆罪三等。〔須親自聞之。乃成詈。〕

疏議曰。六品以下官長。謂下鎮將及戍主。若諸陵署。在外諸監署。六品以下。雖隸寺監。當監署有印。別起正案行事。皆為當處官長。所管吏卒而毆者。各減毆五品以上官長罪三等。合徒一年半。若傷者。流上減三等。合徒二年。折傷者。死上減三等。徒二年半。減罪輕者。加凡鬪一等。假有凡人故毆六品官長折肋。合徒二年半。從死減三等。亦徒二年半。擲上条。計加重於本罪。即須加。既云加凡鬪一等。從徒二年半上加一等。處徒三年。下条。流外官毆九品以上。各又加二等。合流二千五百里。如此等。各減罪輕者。加凡鬪一等。因毆致死。斬。詈者。減毆罪三等。謂詈制使以下本部官長以上。從徒三年上減三等。合徒一年半。若詈六品以下官長。又減三等。合杖九十。此名詈者各減毆罪三等。註云。須親自聞之。乃成詈。謂皆須被詈者親自聞之。乃為詈。

〔訳文〕

もし六品以下の官長を毆打したならば、それぞれ三等を減ずる。罪を減じた結果（通常の鬪毆傷の罪よりも）軽くなる場合には、通常の鬪毆傷⁽⁵⁾の罪に一等を加重する。殺害した場合には斬に処する。罵った場合には、それぞれ毆打の罪から三等を減ずる。〔(被害者)自らがその言葉を聞いた場合に、はじめて罵ったものとする。〕

【疏文】六品以下の官長とは、下鎮の將及び戍主⁽⁶⁾、若しくは諸陵署⁽⁷⁾・在外の諸監・署⁽⁸⁾の六品以下(の官員)については、(中央官庁である)寺・監⁽⁹⁾に隸属する官庁であつたとしても、当該監署において公印を領有し、独自に案件を立案し処理している者は、みな当該組織の官長とする。その管轄下の吏卒であつて(当該六品以下の官長を)殴打した場合には、それぞれ(本条第1段の)五品以上の官長を殴打する罪(である徒三年)から三等を減じて徒一年半とすべきである。もし傷害したならば、(五品以上の長官を傷害した罪である)流(二千里)から三等を減じて徒二年とすべきである。折傷した場合には、(五品以上の長官を折傷した罪である)死刑(＝絞)から三等を減じて徒二年半に処する。「罪を減じた結果(通常の闕殴傷の罪よりも)軽くなる場合には、通常の闕殴傷の罪に一等を加重する」とは、例えば一般人が故意に六品の官長を殴打して肋骨を折つたならば、徒二年半とすべきである⁽¹⁰⁾。(吏卒が六品以下の官長を折傷した場合にも、五品以上の官長を折傷した場合の刑罰である)死刑から三等を減じて、また徒二年半となる。上述の(闕訟律10)条(の註文)によると、「加重した結果が本条に定める罪よりも重くなる場合に加重する」とある。(本条文において)すでに「通常の闕殴傷の罪に一等を加重する」といつているため、徒二年半に一等を加え徒三年に処する。下述の(闕訟律15)条に「流外官(以下)が九品以上(の官員)を殴打した場合には、それぞれまた二等を加重する」とあるので、(徒三年に二等を加重して)流二千五百里とすべきである⁽¹¹⁾。このような場合等が、それぞれ「罪を減じた結果(通常の闕殴傷の罪よりも)軽くなる場合には、通常の闕殴傷の罪に一等を加重する」ということである。殴打によって死亡させた場合には斬に処する。「罵つた場合には、殴打の罪から三等を減ずる」とは、制使以下自己の所属先の官長以上の者を罵つた場合には、(殴打した場合の罪である)徒三年から三等を減じて徒一年半とすべきであるし、もし六品以下の官長を罵つたならば、またさらに三等を減じて杖九十とすべきであるということであり、これを称して「罵つた場合には、それぞれ殴打

の罪から三等を減ずる」というのである。註文に「(被害者)自らがその言葉を聞いた場合に、はじめて罵ったものとする」とあるが、これはすべて罵られた者自身がその言葉を聞いた場合に、はじめて「罵った」とするということである。

〔訳注〕

- (5) 原文「凡闘」。「凡」とは主として刑罰の加重・減軽をもたらすような特別な身分・要件が備わっていない状態を指している。ここでは具体的には相手方が六品以下の官長ではない一般人に対する闘毆傷を意味することから、本文のように訳出した。
- (6) 「鎮」及び「戍」は国境警備のためにおかれた軍事組織のこと。その長官をそれぞれ「鎮将」「戍主」という。鎮・戍には上・中・下3段階のランクが存在し、それぞれの将・主の官階が異なっている。ただ、『唐六典』巻30によると、上鎮の将は六品官で、中鎮・下鎮の将は七品官となっており(ちなみに戍主はいずれも八品官)、上・中・下いずれの鎮将も「六品以下の官長」に該当すると思われるため、なぜ疏文があえて「下鎮の将」と限定しているのかは不明とせざるを得ない。
- (7) 「陵署」は歴代皇帝の墳墓の保守・管理のためにおかれた組織のこと。太常寺に隷属する。その長官を「陵署令」という。『唐六典』巻14によれば、陵署令の官階は一般には従五品上とされるが、永康・興寧の二陵署の令は従七品下、七太子の陵署令は従八品下である。
- (8) 原文「在外諸監署」について、銭『新注』682頁注釈⑫は「これは京都外にある「監」「署」の官を指しており、朝廷が直接設置している寺・監の監督を受けているとはいっても、その職掌は京外にある〔此指在京都外之“監”・“署”之官、雖受朝廷直置寺・監之管轄、但其職守在京外〕」、曹『訳注』737頁注釈〔2〕は「寺・監の下に隷属する機構のこと。司農寺の下に上林署・太倉署等があるのがその一例である〔逮(隷の誤りと思われる——訳者注)寺・監下の機構、如司農寺下有上林署・太倉署〕」とする。例えば『唐六典』

の寺・監の項目(巻14から巻23)を見ると、署には「令」、監には「監」と呼ばれる長官があり、その官階はそれぞれの組織ごとに様々であるが、おおむね六品以下となっている。

- (9)「寺・監」は尚書省の六部のもとで行政の実務を担当する中央官庁のこと。太常寺(礼楽・祭祀担当)・光祿寺(宴会担当)・衛尉寺(宮門の警護)・宗正寺(皇族の簿籍管理)・太僕寺(車輿の管理・家畜の飼育)・大理寺(裁判担当)・鴻臚寺(外国使節の接待・葬儀の担当)・司農寺(国有林や穀倉の管理)・大府寺(貨幣財物の管理)の「九寺」と、国子監(国学の管理)・少府監(服飾品等の製作)・軍器監(武器の製造)・将作監(土木建築の担当)・都水監(水利・水運の管理)の「五監」がある(『中国史2』376頁以下参照)。
- (10) この場合は通常の闕殴傷(「凡闕」)の罪となるため、闕訟律3条の規定により、闕殴によって人の肋骨を折った場合には徒二年、故意に折った場合には、闕訟律5条の規定により一等を加重されて徒二年半となる。ただし、『訳註7』302頁注4も指摘しているように、被害者が六品以下の官員の場合には、闕訟律15条の規定により、最終的な刑罰はさらに二等が加重され流二千里となる。
- (11) 最終的な刑罰が流二千五百里となるべきことについては、『訳註7』302頁注6に詳しく解説されているので、そちらを参照されたい。本条注(10)にあるとおり、一般人が六品以下の官長の肋骨を故意に折った場合の刑罰は流二千里となるが、配下の吏卒が同様の行為をすれば流二千五百里と、より重く処罰されることに注意が必要である。

《第3段》

〔原文〕

即殴佐職者。徒一年。傷重者。加凡闕傷一等。死者斬。

疏議曰。殴佐職者。謂除長官之外。当司九品以上之官。皆為佐職。所部吏卒殴者。徒一年。傷重者。假如他物故殴傷佐職。凡闕合杖九十。九品以上

加二等。合徒一年。為佐職又加一等。徒一年半之類。是名傷重者。加凡鬪一等。至死者斬。

〔訳文〕

もし佐職⁽¹²⁾を毆打したならば徒一年に処する。傷害の罪が(徒一年よりも)重い場合には、通常の鬪傷の罪に一等を加重する。殺害した場合には斬に処する。

〔疏文〕「佐職を毆打する」とは、長官以外の者をいい、当該官庁の九品以上の官員はみな「佐職」とする。管轄下の吏卒が毆打した場合には徒一年に処する。「傷害の罪が重い場合」とは、例えば他物を用いて故意に毆打して佐職を傷害すれば、通常の毆傷であれば杖九十とすべき⁽¹³⁾ところ、(鬪訟律15条の規定により、被害者が)九品以上の場合には二等を加重して徒一年とすべきである。それが佐職であればさらに一等を加重し、徒一年半に処するといった類のことである。このような場合を「傷害の罪が重い場合」と名づけ、通常の毆傷の罪に一等を加える。殺害するに至った場合には斬に処する。

〔訳注〕

- (12)「佐職」とは、鬪訟律12条の疏文にあるように、当該官庁における長官を除く九品以上の官員をいい、四等官制度における通判官(次官)・判官、また流内の官品を有する検勾官がこれに該当する(『訳註7』266頁注7参照)。なお、各官庁における四等官の具体的な官職名については、池田温「律令官制の形成」(『岩波講座世界歴史5』岩波書店、1998年)312頁の一覧表参照。
- (13)劉『箋解』1502頁箋釈〔七〕も指摘しているように、鬪訟律1条の規定により、他物を以て人を毆傷したならば杖八十となるが、故意に傷害した場合には、鬪訟律5条の規定により鬪毆傷の罪に一等を加重することから、杖九十となる。

【闕訟律12条】佐職統属毆長官

〔原文〕

諸佐職及所統属官。毆傷官長者。各減吏卒毆傷官長二等。減罪輕者。加凡闕一等。死者斬。

疏議曰。佐職。謂当司九品以上。及所統属官者。若省寺監管局署。州管県。鎮管戍。衛管諸府之類。是所統属。毆傷官長者。官長。謂尚書省諸司尚書。寺監少卿少監。国子司業以上。少尹。諸衛將軍以上。千牛府中郎將以上。諸率府副率以上。諸府果毅以上。王府司馬。并諸州別駕。雖是次官。並同官長。或唯有長官一人。佐職毆者。各減吏卒毆傷官長罪二等。即吏卒毆官長折傷者絞。若佐職及所統属官。毆五品以上官長折傷。減吏卒二等。合徒三年。若毆六品以下官長折傷者。減三等。徒一年半。減罪輕者。加凡闕一等。假如佐職毆六品以下官長。折二齒。從死上減五等。合徒一年半。凡闕折二齒。亦徒一年半。上条。計加重於本罪。即須加。更加一等。處徒二年。余罪計加得重並準此。若佐職及所統属官。毆傷五品以上官長者。各減吏卒二等。假有吏卒毆五品以上官長折肋。合死。今為佐職毆。減吏卒二等。合徒三年。折肋本罪。合徒二年。別条。六品毆傷五品。加二等。合徒三年。既云減罪輕者。加凡闕一等。合流二千里。死者斬。

〔訳文〕

佐職及び統属関係にある官員が官長を毆傷した場合には、それぞれ吏卒が官長を毆傷した罪から二等を減ずる。罪を減じた結果（通常の闕毆傷の罪よりも）軽くなる場合には、通常の闕毆傷の罪に一等を加重する。殺害した場合には斬に処する。

【疏文】「佐職」とは、当該官庁の九品以上（の官員）をいう。「及び統属関係にある官員」とは、省・寺・監が局・署を管轄し⁽¹⁾、州が県を管轄し⁽²⁾、鎮が戍を管轄し、衛が諸府を管轄する⁽³⁾類をいい、これらが「統属関係にある」ということである。「官長を毆傷した場合」とあるが、「官長」とは、尚書省

の諸司(＝六部)の尚書⁽⁴⁾、寺・監の少卿・少監⁽⁵⁾や国子(監)の司業⁽⁶⁾以上、(京兆・河南・太原府の)少尹⁽⁷⁾、諸衛の將軍⁽⁸⁾以上、千牛府の中郎將⁽⁹⁾以上、諸率府の副率⁽¹⁰⁾以上、諸府の果毅⁽¹¹⁾以上、王府の司馬⁽¹²⁾、並びに諸州の別駕⁽¹³⁾など、これらは次官ではあるけれども、すべて官長と同じである。あるいはただ長官が一人のみ存在する(官庁もある)⁽¹⁴⁾。佐職が(官長を)殴打した場合には、それぞれ吏卒が官長を殴傷する罪から二等を減じる。もし吏卒が官長を殴打して折傷したならば絞に処するが、もし佐職及び統属関係にある官員が五品以上の官長を殴打して折傷したならば、吏卒から二等を減じて徒三年とすべきである。もし六品以下の官長を殴打して折傷したならば、三等を減じて徒一年半に処する。「罪を減じた結果(通常の闘殴傷の罪よりも)軽くなる場合には、通常の闘殴傷の罪に一等を加重する」とは、例えば佐職が六品以下の官長を殴打して齒を二本折ったならば、死刑から五等を減じて徒一年半とすべきであるが、通常の闘殴傷で齒を二本折った場合もまた徒一年半となる。上述の(闘訟律10)条に、「加重した結果が本条に定める罪よりも重くなる場合に加重する」とあるため、さらに(徒一年半に)一等を加重して徒二年に処する。他の犯罪においても加重した結果刑が重くなる場合はこれに準ずる。もし佐職及び統属関係にある官員が五品以上の官長を殴傷したならば、それぞれ吏卒から二等を減ずる。例えば、吏卒が五品以上の官長を殴打して肋骨を折ったならば(折傷に該当するため)死刑とすべきであるが、今佐職が殴ったことにより、吏卒から二等を減じて徒三年とすべきである。(通常の殴打して)肋骨を折る罪は徒二年とすべきであるが、別の条文(＝闘訟律16条)によれば、六品(の官員)が五品(の官員)を殴傷した場合には、二等を加重して徒三年とすべきである。すでに「罪を減じた結果(通常の闘殴傷の罪よりも)軽くなる場合には、通常の闘殴傷の罪に一等を加重する」といっているので、(徒三年に一等を加重して)流二千里とすべきである。殺害した場合には斬に処する。

〔訳注〕

- (1) 原文「省寺監管局署」について、袁『注訳』610頁注釈②は「三省（一般にいう「三省」（中書省・門下省・尚書省）の下には局・署が設置されていないため、ここでの「三省」は秘書省・殿中省・内侍省のことを指すと思われる——訳者注）・各寺・各監が管轄するところの局と署のこと。例えば秘書省の著作局・太史局、太常寺の諸陵署・太樂署等のようなものである〔三省・各寺・各監所管轄の局和署。例如秘書省的著作局・太史局、太常寺的諸陵署・太樂署等〕」、曹『訳注』739頁注釈〔1〕は「唐の中央機構に六省・九寺・五監がある。局・署はその下に属する機構である〔唐中央機構有六省・九寺・五監。局署是其下屬機構〕」とする。なお、『訳註7』304頁注1もあわせて参照されたい。
- (2) 唐の地方制度は「州県制」を基本とし、全国をおよそ350の州に分け、その下に数個の県を配置していた（『中国史2』377頁）。
- (3) 「府」は現代の軍隊組織にたとえれば「連隊」に相当するものであり、「衛」は府を統括する師団本部に相当するものであった。京師に左右衛・左右驍衛・左右武衛・左右威衛・左右領衛・左右金吾衛の十二衛が置かれ（その他に若干特殊な存在として左右監門衛と左右千牛衛の四衛が存在する）、左右衛はあわせて親府一・勳府二・翊府二の五府、残りの十衛は翊府各一を有する他、地方に存在する多くの府（折衝府）を分配され統括した。詳しくは、『訳註5』57頁以下注10参照。
- (4) 「尚書省」は、中書省で起草し門下省の同意を経た詔勅奏抄等を施行する機関であり、その下に「吏部」「戸部」「礼部」「兵部」「刑部」「工部」の「六部」があり職掌を分担していた（『中国史2』375頁）。原文にある「尚書省諸司」とはこの六部のことを指し、その長官を「尚書」という。なお、獄官令復旧19条・復原28条（『拾遺』774頁、『校証』646頁）に「諸司の尚書はすべて長官と同じである〔諸司尚書並同長官〕」（『拾遺』774頁は「諸司尚書、同長官之例」とあるが、これは、尚書省（尚書都省）の長官は尚書令（ただし、尚

書令は「則闕の官」であるため、本来通判官である尚書左右僕射が事実上の長官となっている)であるが、その下にある六部の長である尚書も長官として扱うということであろう。このように六部の尚書は組織構成上長官であるか否か幾分明確ではない部分があるため、本条の疏文においても六部尚書が官長の概念に含まれることに特に言及しているのではないかと考えられる。

- (5) 原文「寺監少卿少監」について、袁『注訳』610頁注釈⑤は「寺監の少卿は、当該寺監（恐らくは衍字と思われる——訳者注）の長官である卿の副官であり、少監は監の副官である〔寺監の少卿為本寺監長官卿的副職、少監為監的副職〕」、銭『新注』685頁注釈⑩は「寺・監の副長官をそれぞれ少卿・少監と称する〔寺・監之副長官分別称少卿・少監〕」とする。なお、曹『訳注』739頁注釈〔4〕は少監について「少府監機関中の副長官〔少府監機関中の副長官〕」としているが、『訳註7』304頁注2にもあるとおり、軍器監の次官も少監と称することから、この説明では正確さを欠くと思われる。
- (6) 国司監は国子学や太学といった官人の子弟を教育するための学校を管理する組織であり（『中国史2』376頁）、その長官を「祭酒」、次官を「司業」という。
- (7) 「少尹」は府の次官。「府」は州の特別なもので、都が置かれている・帝室の出身地である等のことを尊んで、州ではなく府と称している（『中国史2』377頁）。『唐六典』巻30によれば、府には長官である「牧」と次官である「尹」と「少尹」が置かれているが、牧は親王が就く名誉職で実務には関与せず、実質的には尹が長官として機能していた。
- (8) 「諸衛」とは京師におかれた十二衛（左右監門衛・左右千牛衛を含めれば十六衛）のこと。衛については本条注（3）参照。衛の長官を「大將軍」と称し、次官に相当するのが「將軍」と「長史」である。
- (9) 「千牛府」は千牛衛の旧称で、『唐六典』巻25によれば、龍朔2年（662年）に「奉宸衛」と改称された後、神龍元年（705年）に「千牛衛」と改められた。千牛衛は侍従武官たる千牛備身・備身左右等を統括する組織である（濱口重

國『秦漢隋唐史の研究上巻』東京大学出版会、1980年（復刊版）、8頁）。左右監門衛・左右千牛衛を除く十二衛では、中郎将は配下の親府・勳府・翊府の長を務めているが、千牛衛は管轄する府を持たないため、中郎将も將軍・長史とともに次官相当の官職とされていたのであろう。なお、劉『箋解』1506頁箋釈〔一〕は「千牛府の長官が中郎将である〔千牛府長官為中郎将〕」とするが、その根拠は示されていない。

- (10) 「率府」は皇太子配下の軍事組織のこと（『訳註 5』57頁以下注10）。左右衛率府・左右司禦率府・左右清道率府の六率府の他、左右監門率府・左右内率府があった。率府の長官を「率」と称し、次官に相当するのが「副率」と「長史」である。
- (11) ここでいう「諸府」とは、地方の軍事組織である「折衝府」のことを指す。「果毅」は「左右果毅都尉」のことで、折衝府の次官に相当する官職である。
- (12) 原文「王府司馬」について、袁『注訳』611頁注釈⑩は「王府とはすなわち親王府のことである。親王府は傳一人・從三品を置く。その他になお長史・司馬等の職を置き、司馬は從四品下である〔王府即親王府。親王府設置傳一人・從三品。另外還置有長史・司馬等職、司馬為從四品下〕」、錢『新注』685頁注釈⑩は「親王府の総管官員〔親王府的総管官員〕」、曹『訳註』739頁注釈〔9〕は「親王府の官名。從四品下〔親王府官名。從四品下〕」とする。
- (13) 州の長官を「刺史」といい、「別駕」は「長史」「司馬」とともに州の次官とされる。
- (14) 原文「或唯有長官一人」について、『訳註 7』304頁注 4 は「「長官」（官長）が一人だけの部局もあるという意と思われる」とする。また錢『新注』684頁は「あるいは官署にただ長官が一人のみ存在する状況で云々〔或者官署只有長官一人的情況〕」と訳している。例えば都水監や諸署には次官（通判官）に相当する官職がもともと置かれていないが、こうした官庁のことを指しているものと思われる。

【闘訟律13条】毆府主県令父母

〔原文〕

諸毆本属府主刺史県令之祖父母父母及妻子者。徒一年。傷重者。加凡闘傷一等。

疏議曰。毆本属府主刺史県令之祖父母父母及妻子者。徒一年。傷重者。加凡闘傷一等。謂折一指。或折一齒。凡毆亦徒一年。比凡闘為輕。加凡闘傷一等。合徒一年半之類。府主等祖父母父母。若是議貴。凡毆得徒二年。為是本属府主之祖父母父母。加一⁽ⁱ⁾等。得徒二年半。傷重以上。並準例加一等。

〔校注〕

(i) 官版及び万有文庫本は「二」に作るが、文脈からしてここは「一」が正しいであろう。

〔訳文〕

自己の所属先の府主・刺史・県令の祖父母・父母及び妻子を毆打した場合には徒一年に処する。傷害の罪が重い場合には、通常の闘傷の罪に一等を加重する。

【疏文】自己の所属先の府主・刺史・県令の祖父母・父母及び妻子を毆打した場合には徒一年に処する。「傷害の罪が重い場合には、通常の闘傷の罪に一等を加重する」とは、(闘訟律2条の規定により)指を一本折り、あるいは歯を一本折った場合、通常の毆傷の場合もまた徒一年であり、これは通常の闘毆傷と比較して(本条の規定の方が³⁾罪が軽くなってしまう⁽¹⁾ので、通常の闘傷の罪に一等を加重して徒一年半とすべき類のことをいう。府主等の祖父母・父母がもし議貴⁽²⁾に該当すれば、(闘訟律15条の規定により)通常の毆傷の場合でも徒二年を得ることになるが、この場合自己の所属先の府主の祖父母・父母であるため、一等を加重して徒二年半を得ることになる。「傷害の罪が重い場合」とある箇所までの規定すべてについて(闘訟律10条第2段の註文にある)例に準じて一等を加重する。

〔訳注〕

- (1) 府主等の祖父母・父母・妻子を殴打する罪（徒一年）と通常の折指・折齒の罪（徒一年）の刑罰は同じであるが、刑が同等の場合は通常の闕傷の罪の方が重い（身分に基づく特別の殴罪の方が軽い）とされるという趣旨である。
- (2) 「議貴」は、科刑上の優遇措置である「議」の特権を享受できる八つの資格要件（「八議」）の一つ、またはその資格要件を満たしている者のこと。名例律7条によれば、「職事官三品以上、散官二品以上、及び爵一品の者」が「議貴」に該当する。詳しくは『訳註5』67頁及び79頁以下の解説を参照。

【闕訟律14条】皇家袒免以上親

〔原文〕

諸皇家袒免親而殴之者。徒一年。傷者。徒二年。傷重者。加凡闕二等。總麻以上。各遞加一等。死者斬。

疏議曰。礼云。五世袒免之親。四世總麻之属。皇家戚属理弘尊敬。袒免之親。其有殴者。合徒一年。傷者。徒二年。故闕及用他物不傷者。其罪一也。其於諸条相殴。唯立罪名。不言闕殴。又不言以闕論者。故殴闕殴。及手足他物。得罪悉同。並無差降。傷重者。加凡闕二等。假有殴折二齒。凡闕合徒一年半。加二等。合徒二年半之類。總麻以上。各遞加一等。假有殴總麻折二齒。徒三年。小功流二千里。大功流二千五百里。期親流三千里。殴不傷。從徒一年上遞加。殴傷者。從徒二年上遞加。不加入死。故云各遞加一等。死者斬。

問曰。皇家袒免親。或為佐職官。或為本属府主刺史県令之祖父母父母妻子。或是己之所親。若有犯者。合遞加以否。

答曰。皇家親族。為尊主之敬。故異余人。長官佐職為敬所部。尊敬之处。理各不同。律無遞加之文。法止各從重斷。若己之親。各準尊卑服数为罪。不在皇親及本属加例。

又問。皇家袒免之親。若有官品。而殴之者。合累加以否。

答曰。律註毆袒免之親。拋皇家親屬立罪。此由緣敬為重。官高亦合累加。

〔訳文〕

皇室の袒免⁽¹⁾の親族について、これを毆打した場合には徒一年に処する。傷害した場合には徒二年に処する。傷害の罪が重い場合には、通常の鬪毆傷の罪に二等を加重する。緦麻以上（の親族）はそれぞれ一等を順次加重する。殺害した場合には斬に処する。

【疏文】『礼記』（大伝）には「五世代上の祖先から別れ出た傍系親は袒免の親族、四世代上の祖先から別れ出た傍系親は緦麻の親族」とある⁽²⁾。皇室の親戚に対しては尊敬の念を厚くするのが道理である。（皇室の）袒免の親族については、毆打した者があれば徒一年とすべきである。傷害した場合には徒二年に処する。（この条文においては、）故（毆）・鬪（毆）・他物を用いた（毆打等において）傷害しなかった場合（には特に刑罰を区別せず）、その罪は同一（の徒一年）としている。各条文における「相手を毆打する」罪について、ただ罪名だけを立てて、「鬪毆」と（限定して）述べていない場合や、「鬪を以て論ずる」と述べていない場合には、「故毆」か「鬪毆」か、及び手足（を用いた毆打）か他物（を用いた毆打かを問わず）、すべて悉く同一の罪を得ることになり、刑罰に差を設けて刑を減ずることはない。「傷害の罪が重い場合には、通常の鬪毆傷の罪に二等を加重する」とは、例えば毆打して齒を二本折った場合に、通常の鬪毆傷であれば（鬪訟律2条の規定により）徒一年半とすべきであるが、（これは本条の毆打の罪である徒一年よりも重いので、徒一年半に）二等を加重して徒二年半とすべき類のことである。「緦麻以上（の親族）はそれぞれ一等を順次加重する」とは、例えば緦麻の親族を毆打して齒を二本折った場合には（徒一年半に三等を加重して）徒三年、小功の親族の場合には（四等を加重して）流二千里、大功の親族の場合には（五等を加重して）流二千五百里、期親の場合には（六等を加重して）流三千里（と）のように、順次一等ずつ加重するということである）。毆打したが傷害す

るには至らなかった場合には、徒一年から順次加重し、毆打して傷害した場合には、徒二年から順次加重するが³、加重の結果として死刑とすることはしない⁽³⁾。それゆえに「それぞれ一等を順次加重する」と述べているのである。殺害した場合には斬に処する。

【問】皇室の袒免の親族が、あるいは佐職官であつたり、あるいは自己の所属先の府主・刺史・県令の祖父母・父母及び妻子であつたり、あるいは自己の親族である場合、もしその者に対して罪を犯したならば、順次加重すべきか否か。

【答】皇室の親族については、君主への敬意を表すために他の人と異なる扱いをしているのである。長官や佐職は管轄下の人々からの敬意の対象である。道理としてそれぞれ敬意の対象が異なっている。律条には（それぞれの身分が重複した場合に）順次加重するという文言はない。法（＝名例律49条）はただそれぞれ刑罰の重い方の罪にしたがって処断するとしている⁽⁴⁾。もし（皇室の親族が）自己の親族であるならば、それぞれ尊卑の服の段階に準じて罪を決定し、皇室の親族であることや所属先（の官長等）であることによる刑の加重は適用しない。

【問】皇室の袒免の親族がもし官品を有していて毆打されたならば、累積して加重すべきか否か。

【答】律は、「袒免の親族を毆打した場合」と記している⁽⁵⁾が、これは皇室の親族であることを理由に罪名を立てて、皇室に対する敬意のゆえに罪を加重しているのである。官品が高い場合もまた累積して加重すべきである⁽⁶⁾。

〔訳注〕

- (1) 「袒免」とは、総麻服の親族よりももう一段階疎遠な関係にある親族のこと。正式な服の内には数えられず、当該親族が死亡しても、平常の着衣のまま左の肩をはだぬぎし、冠を脱いで髪を括ることによって哀悼の意を現わすのみで事足り、喪に服する必要はない。詳しくは『訳註5』19頁注22及び注25参照。

- (2)『訳註7』308頁注1も指摘しているように、ここは『礼記』の原文そのままの引用にはなっていない。
- (3)名例律56条によれば、刑を加重する場合、流三千里までは通例どおり一段階ずつ刑を重くしていくが、明文がない限り刑の加重は流三千里を以て打ち切れ、死刑となることはない(『訳註5』334頁)。したがって、今仮に皇室の親族を殴打して傷害したとすると、傷害の程度によっては追加した結果計算上死刑となることもあり得るが、その場合であっても刑罰は流三千里に止まることになる。
- (4)名例律49条は「もし当該条文中に罪名が規定されているとしても、行為が(他の条文中にも該当してそちらの刑の方が)重い場合には、おのずから重い方の条文中に従って(処断する)〔即当条雖有罪名。所為重者自從重〕とし、一個の行為が複数の罪名に該当するいわゆる観念的競合の場合には、最も重い罪名によって処罰することを規定している。
- (5)原文「律註毆袒免之親」について、『訳註7』307頁は「註」を「註ス^{シル}」と訓読し、また、曹『訳注』742頁注釈〔2〕は「注」は「記載する」ということである〔注、記載〕とするのに基づき、本文のように訳出した。なお、袁『注訳』613頁注釈⑤、銭『新注』689頁注釈⑫、劉『箋解』1512頁箋釈〔五〕等は、「毆袒免之親」は律本文の文言であり、本条文中には律註が存在しないことから、「註」は「著」「云」「謂」「言」等の誤りである可能性を指摘しているが、「註」の文字自体にも「しるす」の意味があることから、あえて誤字の可能性を考える必要はないように思われる。
- (6)この第2問答に関して、『訳註7』309頁注8は「皇家親属の官品あるものに対する毆については律文の如く加す、ということである」とする。文意に若干不明な点はあるが、恐らくは闘訟律11条第2段の疏文にある「六品以下の官長を殴打して肋骨を折った場合」の例のように、皇帝の袒免以上の親族が官品を有している場合には、毆傷に関する刑の加重を重複して適用するという意味であろう。ただし、第1問答にあるような「佐職官」「本

属の府主・刺史・県令の祖父母・父母・妻子」「自己の親族」の場合と異なり、なぜ「官品を有する」場合にのみ累加するのか、その理由は明らかではない。なお、銭『新注』689頁注釈⑬は第2問答の「答」には「官品が高い場合」にはまた累加すべきであるとあり、この「官が高い場合」とは、侵犯された人の官職が高いことにより、犯人の刑罰がこの条文の「徒一年」の基礎刑よりも重い場合、例えば鬪訟律15条の「流外官以下が議貴の者を殴打した場合」には徒二年」というような場合にのみ累加するのであって、同条の「九品以上・六品以下を毆傷した場合（傷害しなければ杖六十、傷害すれば杖八十）」には「重きにしたがって処断する」（名例律49条）ことになり、累加はしないという趣旨のことを述べている。しかしながら、疏文は「累加する（かさねて刑を加重する）」と述べているのであって、「累科する（かさねて刑を科する）」と述べているわけではないことから、そもそも加重に関する規定が存在しない議貴の者に対する毆傷の罪が、本問答の記述とどのように関連するのか疑問とせざるを得ない。

【鬪訟律15条】流外官毆議貴

《第1段》

〔原文〕

諸流外官以下。毆議貴者。徒二年。傷者。徒三年。折傷者。流二千里。

疏議曰。流外官。謂勳品以下。爰及庶人。毆議貴者。徒二年。議貴。謂文武職事官三品以上。散官二品以上。及爵一品者。傷者。徒三年。折傷者。流二千里。謂折齒以上。若毆折一支。準凡人合徒三年。依下文。加凡鬪二等。流二千五百里。若毆折二支。流三千里。本条雖云加凡鬪傷二等。律無加入死之文。止依凡人之法。

〔訳文〕

流外官以下（の身分の者）が議貴（に該当する者）を殴打した場合には徒二年に

処する。傷害した場合には徒三年に処する。折傷した場合には流二千里に処する。

〔疏文〕「流外官（以下）」とは、（流外の）勲品⁽¹⁾以下の者をいい、（下は）庶民にまで及ぶ⁽²⁾。議貴（に該当する者）を殴打した場合には徒二年とする。「議貴」とは文武職事官三品以上、散官二品以上及び爵一品の者をいう。傷害した場合には徒三年とする。折傷した場合には流二千里とする。（折傷とは）折齒以上（の傷害を加えた場合）をいう。もし一本の手足を殴打して骨折させたならば、一般人に準ずれば徒三年とすべきであるが、以下の条文（＝本条第2段）により、通常の鬪傷に二等を加重して流二千五百里となる⁽³⁾。もし二本の手足を殴打して骨折させたならば流三千里となる。本条文（の第2段）に「通常の鬪傷に二等を加重する」とあるけれども、律には「加重して（死刑になる場合には）死刑に入れる」とする文言がないため⁽⁴⁾、ただ一般人の法（＝鬪訟律4条）によって（流三千里となる）。

〔訳注〕

- （1）「勲品」とは、流外官の官品のうち最も高いものこと。流外官の官品には勲品以下、二品・三品・四品・五品・六品・七品・八品・九品までの九段階が存在した。
- （2）原文「爰及庶人」について、袁『注訳』615頁注釈②は「一般出身の人が流外の官職を担当する〔一般平民出身の人担任流外官職〕」とし、「庶人」という言葉を流外官と関連付けて説明しているが、『訳註7』309頁が「爰テハ^{ヒイ}庶人ニ及ブ」と訓読し、また銭『新注』690頁が「一般人にまで及ぶ〔及至百姓〕」と訳しているように、ここでは単に「流外官以下」という概念には流外官や雑任のような官の役務に就いている者のみならず、一般庶民も含まれるということを述べているに過ぎないため、袁『注訳』の説明は適切とはいえないであろう。
- （3）流外官以下が議貴を折傷すれば、一般的には流二千里となるが、「折一支」のように通常の鬪傷の罪が徒三年の場合には、本条第2段の「もし罪を減

じた結果が(通常の闘傷の罪よりも)軽くなる場合……には、それぞれ通常の闘傷の罪に二等を加重する」という規定を適用すると流二千五百里となり、議貴を折傷した場合の流二千里よりも重くなるため、闘訟律10条の註文(「加重した結果が本条に定める罪よりも重くなる場合に加重する。他の条文において「加重する」と規定されている場合もこれに準ずる」)に基づき、二等を加重した刑罰である流二千五百里に処せられるという趣旨である。

(4) 闘訟律14条訳注(3)参照。

《第2段》

〔原文〕

殴傷五品以上。減二等。若減罪輕。及毆傷九品以上。各加凡闘傷二等。

疏議曰。流外官以下毆傷五品以上。減二等。謂減議貴二等。毆者。徒一年。傷者。徒二年。折傷者。徒二年半。若減罪輕。假有毆五品以上。折一支。從流二千五百里減二等。徒二年半。即是減罪輕於凡闘徒三年。加二等。処流二千五百里之類。及毆傷九品以上。各加凡闘傷二等。謂毆九品以上六品以下之官。不傷杖六十。傷即杖八十。他物不傷杖八十。傷即杖一百之類。若毆至死者。各依凡人法。

問曰。律稱流外官以下。毆議貴。徒二年。若奴婢部曲毆議貴者。為共凡人罪同。為依本法加罪以否。

答曰。依下条。部曲毆傷良人。加凡人一等。奴婢又加一等。此是良人与奴婢部曲凡闘之罪。其部曲奴婢毆凡人。尚各加罪。況於皇族及官品貴者。理依加法。唯撓本条加至死者。始合処死。假如有部曲毆良人折二支。加凡闘一等。註云。加者加入於死。既於凡闘流三千里上加一等。合至絞刑。別条雖加。不入於死。設有部曲故毆良人九品以上一支折。凡闘折一支。徒三年。九品以上。加凡闘二等。流二千五百里。故毆又加一等。流三千里。部曲毆。又加一等。即不合入死。亦止流三千里。此名余条不加入死之類。

〔訳文〕

五品以上（の官員）を殴打し傷害した場合には、（議貴に対する殴打・傷害の罪から）二等を減ずる。もし罪を減じた結果が³（通常の闘傷の罪よりも）軽くなる場合、及び九品以上（の官員）を殴打し傷害した場合には、それぞれ通常の闘傷の罪に二等を加重する。

【疏文】流外官以下（の身分の者）が五品以上（の官員）を殴打し傷害した場合には二等を減ずるとは、すなわち議貴（に対する殴打・傷害の罪）から二等を減ずるということである。殴打した場合には徒一年、傷害した場合には徒二年、折傷した場合には徒二年半とする。「もし罪を減じた結果が³（通常の闘傷の罪よりも）軽くなる場合」とは、例えば五品以上（の官員）を殴打して一本の手足を骨折させたとなると、（その刑罰は、議貴の者の手足一本を骨折させた場合の罪である）流二千五百里から二等を減じて徒二年半となるが、これは罪を減じた結果、通常の闘傷の罪である徒三年よりも軽くなってしまうため、二等を加重して流二千五百里とするような類のことである。「及び九品以上（の官員）を殴打し傷害した場合には、それぞれ通常の闘傷の罪に二等を加重する」とは、九品以上六品以下の官員を殴打した場合、傷害しなければ杖六十、傷害すれば杖八十、他物を用いた場合、傷害しなければ杖八十、傷害すれば杖一百とするという類のことをいう。もし殴打して死亡させるに至ったならば、それぞれ一般人に対する法（＝闘訟律5条）に依拠する。

【問】律文（本条第1段）には「流外官以下（の身分の者）が議貴（に該当する者）を殴打した場合には徒二年に処する」とあるが、もし奴婢・部曲⁽⁵⁾が議貴の者を殴打したならば、一般人と同様の罪とし、本法によって罪を加重すべきか否か。

【答】下（述の条）文（＝闘訟律19条）によれば「部曲が良人を殴傷した場合に是一般人（相互の殴傷の罪）に一等を加重する。奴婢（が良人を殴傷した）場合にはさらに一等を加重する」とある。これは良人と奴婢や部曲との間にお

ける通常の闕毆傷の場合の罪である。部曲や奴婢の場合には、一般人を毆打しただけでもなおそれぞれ刑罰が加重される。ましてや皇族及び官品の高い者（を毆打した場合には）なおさらのことである。道理として加重の法に依拠すべきである。ただ、（名例律56条にあるように）「該当条文に「加重して死刑に至る」と規定されている場合」に限り、（刑の加重により）死刑に処すべきである。例えばもし部曲が良人を毆打して二本の手足を骨折させたならば、通常の闕傷の罪（である流三千里）に一等を加重することになるが、（闕訟律19条の）註文に「刑を加重する場合には、加重して死刑に至る」とあることから、通常の闕傷の罪である流三千里に一等を加重し絞刑に至るべきことになる。ただし、別の条文の規定によって刑が加重されている場合には死刑とはしない。例えば、部曲が故意に良人たる九品以上の官員を毆打し、一本の手足を骨折したとすると、通常の闕傷の罪においては、手足一本を骨折させた場合には（闕訟律4条の規定により）徒三年となる。（本条の規定によれば）九品以上の官員の場合には、通常の闕傷の罪に二等を加重することになるので、流二千五百里となり、さらに故意に毆打したことにより（闕訟律5条の規定に基づき）さらに一等を加重して流三千里となる。（闕訟律19条の規定によれば）部曲が（良人を）毆打した場合にはまた一等を加重することになるが、この場合には加重して死刑とすべきではなく、罪は流三千里に止まる⁽⁶⁾。これが「他の条文によって加重した場合には死刑にはならない」という類のことである。

〔訳注〕

- (5) 「奴婢」とは最下級の賤人であり、主人にとっては一種の財産とみなされる存在である。彼らは自ら財産を所有する能力がなく、全労働時間を主人のために役使された。一方「部曲」は奴婢の一段上の賤人である。彼らは財物とはみなされず、自ら財産所有能力を有し、労働時間の一部を自己のために留保することができた。詳しくは『訳註5』162頁注1参照。
- (6) 疏文に例として挙げられているように、人の手足二本を骨折させるといっ

たような、もともとの刑罰が流三千里である場合には、それが部曲によるものであれば一等を加重して絞刑を科すことになるが、九品以上の官員を鬭傷したことによる二等の加重や故毆傷であることによる一等の加重という、鬭訟律19条以外の他の条文の加重要件が加わって始めて死刑に至ることになるような場合には、名例律56条の原則にしたがい死刑とはしないという趣旨である。

【鬭訟律16条】九品以上毆議貴

〔原文〕

諸流内九品以上。毆議貴者。徒一年。傷重。及毆傷五品以上。若五品以上毆傷議貴。各加凡鬭傷二等。

疏議曰。流内九品以上六品以下。毆議貴者。徒一年。傷重。謂他物毆凡人。

内損吐血。合杖一百。毆議貴合加二等。徒一年半。此名傷重。其六品以下毆傷五品以上。若五品以上毆傷議貴。或毆不傷。亦各加凡鬭毆二等。

〔訳文〕

流内の九品以上（の官員）が議貴に該当する者を毆打した場合には徒一年に処する。傷害の程度が重い場合及び五品以上（の官員）を毆傷した場合、若しくは五品以上（の官員）が議貴に該当する者を毆傷した場合には、それぞれ通常の鬭傷の罪に二等を加重する。

【疏文】流内の九品以上六品以下（の官員）が議貴に該当する者を毆打した場合には徒一年とする。「傷害の程度が重い場合」とは、他物を用いて一般人を毆打し、内臓を損傷して吐血した場合には（鬭訟律1条の規定により）杖一百とすべきである。議貴に該当する者を毆打した場合には（杖一百に）二等を加重して徒一年半とすべきである。これが「傷害の程度が重い場合」ということである。六品以下（の官員）が五品以上（の官員）を毆傷した場合、若しくは五品以上（の官員）が議貴に該当する者を毆傷した場合、あるいは

毆打したが傷害するには至らなかった場合もまた、それぞれ通常の闕毆傷⁽¹⁾の罪に二等を加重する。

〔訳注〕

(1) 原文は「闕毆」。律の条文は「闕傷」となっており、律本文と疏文とで表現が食い違っている。疏文にもあるように、闕傷の場合だけではなく、闕毆したが傷害するには至らなかった場合も加重の対象となることは明白であるので、ここでは「傷」の字が脱落した可能性を考慮して、文字を補って訳出した。

【闕訟律17条】監臨官司毆統属

〔原文〕

諸監臨官司。於所統属官及所部之人有高官而毆之。及官品同。自相毆者。並同凡闕法。

疏議曰。監臨官司。於所統属佐官以下。及所管部属之人有高官。而監臨官司毆之者。同凡闕法。不計階品。為其所管故也。及官品同。謂六品以下九品以上。或五品以上非議貴者。議貴。謂三品以上一品以下。並為官品同。並謂不相管隸。自相毆者。並同凡闕之罪。假有勳官騎都尉。而毆上柱国。其上柱国既非議貴。罪与凡闕同。其統属下司毆上司者。長官以外。皆拋品科。其有府及鎮戍隸州者。亦為統属之限。

問曰。州參軍事。毆州内県令帶五品以上勳官。得為統属。同凡闕以否。

答曰。県令是州内統属之官。假令品高。州官毆之。準上文。各同凡闕之法。

〔訳文〕

監臨の職にある官員が³、統属関係にある官員及び管轄下にいる人の中に高官⁽¹⁾がいて、その者を毆打した場合、及び官品が同等の者の間で毆打した場合には、すべて通常の闕毆の法と同様に（処罰）する。

【疏文】監臨の職にある官員が³、統属関係にある佐官以下（の官員の中）及び

管轄下の隷属する人の中に高官がいて、監臨の職にある官員がこの者を殴打した場合には、通常の鬪毆の法と同様に（処罰）し、品階を計って（罪を定めることは）しない。その理由は、（たとえ高官であったとしても、当該監臨官の）管轄下に属する者であるからである。「及び官品が同等の者」とは、六品以下九品以上（の官員）、あるいは五品以上（の官員）で議貴に該当しない者をいう⁽²⁾——議貴とは三品以上一品以下（の官員）をいう——。これらはすべて「官品が同等の者」であるが、すべて相互に統属関係がない場合をいう。そのような者の間で殴打したならば、すべて通常の鬪毆の罪と同様に（処罰）する。例えば勲官⁽³⁾である騎都尉の者が上柱国の者を殴打したとすると、上柱国は議貴には該当しないので、その罪は通常の鬪毆と同じである⁽⁴⁾。統属関係にある部下が上司を殴打した場合には、（その上司が）長官以外であれば、みな品階に依拠して刑を科すことになる⁽⁵⁾。（折衝）府及び鎮・戍が州に隷属している場合にもまた「統属関係にある」ものとみなす。

【問】州の参軍事⁽⁶⁾が州内の県令で五品以上の勲官を帶有している者を殴打した場合には、「統属関係にある」ものとして通常の鬪毆の罪と同様に（処罰）するか否か。

【答】県令は州内の統属関係にある官員である。仮に（当該県令の）品階が高いとしても、州の官員がこの者を殴打した場合には、上述の規定に準じてそれぞれ通常の鬪毆の法と同様に（処罰）する。

〔訳注〕

- （1）ここでいう「高官」とは、「監臨の職にある官員」よりも相対的に官品の高い者の意味である。
- （2）「議貴」に該当する場合には、鬪訟律16条の適用対象となる。
- （3）「勲官」とは、少なくとも本来の趣旨としては、武功の褒章として授けられるものであり、正二品から従七品にいたる十二階に格付けされているが、その官品は職掌とは直接の関わりを持たない。詳しくは『訳註5』65頁以下注5参照。

【参考】唐代勳官一覧表

官品	官名	官品	官名
正二品	上柱国	正五品	上騎都尉
従二品	柱国	従五品	騎都尉
正三品	上護軍	正六品	驍騎尉
従三品	護軍	従六品	飛騎尉
正四品	上輕車都尉	正七品	雲騎尉
従四品	輕車都尉	従七品	武騎尉

- (4) 「騎都尉」は従五品の勳官、「上柱国」は正二品の勳官（本条注(3)の表を参照）。騎都尉も上柱国も五品以上の官に相当し、かつ上柱国は議貴に該当しないので（勳官は議貴の対象外）、両者は「官品が同等の者」とみなされ、通常の闕殿の罪によって処罰されることになる。「官品が同等の者」については、劉『箋解』1524頁は「議貴」、「通貴」（五品以上の官で議貴に該当しない者）、「卑官」（六品以下九品以上の官）という類型を用いて、それぞれの類型内の官員同士が「官品が同等の者」とであると説明している。なお、戴『各論』492頁以下も併せて参照のこと。
- (5) 『訳註7』315頁注6も指摘しているように、統属関係のある上司・部下との間で闕殿した場合には、上司が官長であれば闕訟律12条の規定により処罰され、官長以外であれば闕訟律16条（『訳註7』は闕訟律15条とするが、同条の行為主体は流外官以下であるため、闕訟律16条の誤りであると思われる。）または本条の規定により処罰される。
- (6) 「参軍事」は州の判官であり、官品は七品。司功・司倉・司戸・司兵・司法・司士等の各曹に「参軍事」が置かれ、それぞれの職掌を分担した。詳しくは『訳註7』315頁注8参照。

【闕訟律18条】拒殿州県使

〔原文〕

諸拒州県以上使者。杖六十。殴者。加二等。傷重者。加闕傷一等。〔謂有所微撓。

権時拒捍不従者。]即被禁掌而拒捍及毆者。各加一等。

疏議曰。拒州県以上使。称以上者。省台寺監及在京諸司等。並是。遣使追
 摂。拒捍不従者。杖六十。毆者。加二等。杖八十。傷重者。謂他物毆。内
 損吐血。凡闘合杖一百。加闘傷一等。徒一年。註云。謂有所徴摂。権時拒
 捍不従者。即被禁掌。拒捍及毆者。各加一等。謂有司禁録。或復散留而輒
 拒捍。合杖七十。毆所司者。合杖九十。傷重者。謂重一百杖以上。加凡闘
 二等。若使人官品高者。各依本品加。是名各加一等。

〔訳文〕

州・県以上の（官庁から派遣された）使者⁽¹⁾に抵抗した場合には杖六十に処し、
 殴打した場合には二等を加重する。傷害の程度が重い場合には、（通常の）闘
 傷の罪に一等を加重する。〔召喚⁽²⁾を求められた者が、一時的に抵抗して従わ
 ない場合をいう。〕もし拘禁⁽³⁾されている状態で抵抗し及び殴打した場合には、
 それぞれ一等を加重する。

【疏文】「州・県以上の（官庁から派遣された）使者に抵抗した場合」にいう「以
 上」というのは、省・台⁽⁴⁾・寺・監及び在京の諸官庁等がすべてこれに該
 当する。使者を派遣して召喚しようとした際に、抵抗して従わなかった場
 合には杖六十とする。殴打した場合には二等を加重し杖八十とする。「傷害
 の程度が重い場合」とは、他物を用いて殴打し、内臓を損傷して吐血したと
 すると、通常の闘毆であれば（闘訟律1条の規定により）杖一百とすべきで
 あるが、（本条の場合には、殴打した罪である杖八十よりも重くなるため、）
 通常の闘傷の罪（である杖一百）に一等を加重し徒一年とするということど
 である。注文に「召喚を求められた者が、一時的に抵抗して従わない場合を
 いう」とあるが、もし拘禁されている状態で抵抗し及び殴打した場合には、
 それぞれ一等を加重する。担当の官員が拘禁し、あるいは拘束具を用いな
 いで拘禁した⁽⁵⁾際に、濫りに抵抗すれば（杖六十に一等を加重して）杖七十
 とすべきであり、担当官を殴打した場合には（杖八十に一等を加重して）杖

九十とすべきであるということである。(この拘禁された場合における)「傷害の程度が重い場合」とは、刑罰の重さが杖一百以上の場合をいい、通常の闘毆の罪に二等を加重する⁽⁶⁾。もし使用者の官品が高い場合には、それぞれ当該官品に基づいて加重することになる。それがすなわち「それぞれ一等を加重する」ということである。

〔訳注〕

- (1) ここでいう「使」とは、職制律29条の疏文に説かれているところの「余使」、すなわち皇帝の命によって派遣された使者である「制使」以外の者を指す。制使に対して抵抗(「拒捍」)した場合には、本条ではなく職制律32条が適用され、その刑罰は絞となる上、十惡の大不敬に該当することになる。
- (2) 原文「徴摂」について、『訳註7』316頁注1は「徴は「召」(召ス)こと、摂は「引く」こと(とらえるとの意に用いることもある)で、召しよせること」、袁『注訳』619頁注釈②は「徴用して接収すること〔徴調収讞〕」とし、いずれも人を召し出すために使者を派遣する方向の意味に解している。なお、銭『新注』697頁注釈②は「犯人を追いかけて捕らえること〔追捕人犯〕」としているが、『訳註7』317頁以下の解説にもあるとおり、犯人逮捕の際の抵抗は捕亡律2条が適用されることになるため、本条における「徴摂」の解釈としては適当ではないであろう。戴『各論』493頁も『唐明律合編』の記述を引用して、本条の対象が罪人ではないとしている。また、曹『訳注』748頁注釈〔4〕は「地租を徴収し、訴訟を取り扱うといった、一般公務を執行すること〔追徴錢糧、勾摂公事、執行一般公務〕」とするが、この「追徴錢糧、勾摂公事」という文言は、明・清律において本条と対応する条文である拒毆追摂人条の規定内容を参考としたものであると思われる。ただ、戴『各論』494頁も指摘しているように、これはあくまでも例示に過ぎず、これらの事項のみに限定されるものではないであろう。
- (3) 原文「禁掌」について、袁『注訳』619頁注釈④は「拘禁して制圧すること、すなわち法によって制圧すること〔拘禁控制、即依法控制〕」、銭『新注』

697頁注釈③は「拘禁すること、囚禁すること〔拘禁、囚禁〕」、曹『訳注』748頁注釈〔6〕は「制止すること・看視して管理すること〔制止・看管〕」とする。「禁掌」や疏文にある「禁録」なる語が何らかの形で物理的に身体を拘束する行為であることはほぼ間違いないであろうが、『訳注7』317頁注2のように「禁は牢獄で、禁掌は牢獄に拘禁すること」と解することには疑問が残る。なぜならば、『訳注7』317頁以下の解説にもあるとおり、本条の拘禁される者は罪人ではなく一般人である（拘禁されている罪人の抵抗については捕亡律15条が適用される）と考えられるが、獄官令復旧28条・復原42条（『拾遺』781頁、『拾遺補』822頁、『校証』647頁）の規定によれば、罪人ではあっても笞罪を犯した場合にはそもそも獄に拘禁されることがないとされているにもかかわらず、罪人でもない一般人が「牢獄に拘禁」されるという状況を想定することが難しいからである。なお、戴『各論』494頁は台湾・中央研究院所蔵の『唐律疏議』の欄外に記された「禁掌とは収管することをいう。禁録とは拘束し係留することをいう。散留とは拘束を加えず、ただ留置して看視することをいい、現在の法部大理院のいわゆる散収のようなものがこれである〔禁掌、謂収管。禁録、謂拘係之。散留、謂不加拘繫、但留住看管、若今時法部大理院所謂散収者是〕」という記入者不詳のメモ書きを紹介しているが、同書も述べているようにその根拠は不明である。

- (4) 「台」とは御史台のこと。長官を御史大夫という。『唐六典』巻13には御史大夫の職掌として、「官吏（の綱紀）を肅正すること〔肅正朝列〕」とあり、今日の行政監察機関に相当する官庁である。
- (5) 原文「散留」について、銭『新注』697頁注釈⑩は「刑具を着けずに留置することを指す。散は散禁のこと〔指不戴刑具之留置。散：散禁〕」とし、また『訳注7』317頁注5も獄官令復旧28条・復原42条にある「散禁」と同じであるとしているが、同条の規定によれば、散禁は杖罪を犯した者や高齢者・年少者・心身障害者等の罪人について、拘束具を着用せずに獄に拘禁することを指す用語であるため、本条注（3）でも指摘したように、罪人を対象

としていない本条の解釈において「散留」を「散禁」と同一視することはやはり疑問とせざるを得ない。

- (6) 官庁の使者に対する抵抗においては、「傷重」の場合には凡闘傷の罪に一等を加重されることになるが、「拘禁されている状態で抵抗し及び殴打した場合には、それぞれ一等を加重する」とされていることから、「傷重」の場合にもさらに一等が加重されて、凡闘傷の罪に二等が加重されるという趣旨である。

【闕訟律19条】部曲奴婢良人相毆

《第1段》

〔原文〕

諸部曲毆良人者。〔官戸与部曲同。〕加凡人一等。〔加者加入於死。〕奴婢又加一等。若奴婢毆良人。折跌支体。及瞎其一目者絞。死者。各斬。

疏議曰。名例律。称部曲者。妻亦同。此即部曲妻。不限良人及客女。毆傷良人者。註云。官戸与部曲同。加凡人一等。謂加凡闘毆傷一等。註云。加者加入於死。謂部曲毆良人。損二事以上。及因旧患。令至篤疾。斷舌及毀敗陰陽。凡毆流三千里者。部曲加一等。合死。此名加入於死。奴婢又加一等。謂加凡闘二等。若奴婢毆良人。折跌支体。及瞎其一目者絞。跌体瞎目。各罪止徒三年。即明毆良人。准凡人相毆罪。合流者。各入死罪。因毆致死。各斬。

〔訳文〕

部曲が良人を毆傷した⁽¹⁾場合には、〔官戸⁽²⁾は部曲と同じである。〕一般人（相互の毆傷の罪）に一等を加重する。〔（刑を）加重する場合には、加重して死刑に至る。〕奴婢（が良人を殴打した）場合にはさらに一等を加重する。もし奴婢が良人を毆傷して手足を骨折・脱臼させ、及びその片方の目を失明させたならば絞に処する。死亡させた場合にはそれぞれ斬に処する。

【疏文】名例律(47条)に、「部曲という場合には、(部曲の)妻もまた同様である」とある。これはつまり部曲の妻であれば、(その妻の身分が)良人であるか客女⁽³⁾であるかを限らないということである。良人を毆傷した場合、——註文に「官戸は部曲と同じである」とある——「一般人(相互の毆傷の罪)に一等を加重する」とあるが、これは通常の闘毆傷の罪に一等を加重するということである。註文に「(刑を)加重する場合には、加重して死刑に至る」とあるが、これは、部曲が良人を殴打して二項目以上の損傷に該当する場合、及びかつて与えた損傷がもととなって、篤疾に至らしめた場合、若しくは舌を切断し、及び生殖器を損傷した場合で、通常の殴打の罪が(闘訟律4条の規定により)流三千里となる場合に、(行為者が)部曲であれば一等を加重して死刑(=絞)とすべきであるということである。このことを「加重して死刑に至る」と呼んでいる。「奴婢(が良人を殴打した)場合にはさらに一等を加重する」とは、通常の闘毆傷の罪に二等を加重するということである。もし奴婢が良人を殴打して手足を骨折・脱臼させ、及びその片方の目を失明させたならば絞とする。(通常の闘毆傷による)骨折・脱臼や失明の罪はそれぞれ徒三年に止まる。(それにもかかわらず絞に処せられるということから、)良人を殴打して、一般人相互の毆傷の罪を流刑とすべきものについては、それぞれ死刑となることは明白である⁽⁴⁾。闘毆が原因で死亡させた場合には、それぞれ斬とする。

〔訳注〕

- (1) 原文「殴」について、曹『訳注』749頁注釈〔1〕は「疏議及びある版本では「殴」の下に「傷」の字がある。今これらによって補う〔疏議及一本“殴”下有“傷”字、今掇補〕」、袁『注訳』621頁注釈①は「四庫本では本句中で「傷」を脱しているが、『律附音義』『宋刑統』によって補う。本条の疏文もまた「毆傷良人者」とする〔四庫本本句中脱“傷”、掇《律附音義》《宋刑統》補。本条疏文亦作“毆傷良人者”〕とし、いずれも「傷」の字を補って訳出している(劉俊文点校『唐律疏議』(中華書局、1983年)418頁校勘記〔三〕も同様の指摘をしている。

また銭『新注』698頁も特に注釈等は付していないが、「傷」の字を補って訳出している)。今これらにしたがって本文のように訳出した。

- (2)「官戸」は官に所属する部曲身分の賤人のこと。詳しくは『訳註5』162頁以下注1参照。
- (3)「客女」は部曲身分の女性のこと。詳しくは『訳註5』162頁以下注1参照。
- (4)通常の闘毆傷であれば徒三年ですむような傷害であっても、奴婢が良人に対して行えば、本条の規定により絞に処せられるのであるから、通常の闘毆傷で流刑に該当するような傷害を与えた場合には、名例律50条の「拳輕明重」の法理により、当然に絞に処せられるということである。

《第2段》

〔原文〕

其良人毆傷殺他人部曲者。減凡人一等。奴婢又減一等。若故殺部曲者絞。奴婢流三千里。

疏議曰。良人毆傷或殺他人部曲者。減凡人一等。謂毆殺者。流三千里。折一支者。徒二年半之類。奴婢又減一等。毆殺者。徒三年。折一支。徒二年之類。若不因闘。故殺部曲者。合絞。若謀而殺訖亦同。其故殺奴婢者。流三千里。

〔訳文〕

良人が他人の部曲を毆打して傷害・殺害した場合には、一般人（相互の毆殺傷の罪）から一等を減輕する。（良人が他人の）奴婢（を毆打して傷害・殺害した）場合にはさらに一等を減輕する。もし故意に部曲を殺害した場合には絞に処する。故意に奴婢（を殺害した）場合には流三千里に処する⁽⁵⁾。

【疏文】良人が他人の部曲を毆打して傷害し、あるいは殺害した場合には、「一般人（相互の毆殺傷の罪）から一等を減輕する」とは、毆打して殺害した場合には（闕訟律5条に規定する闘殺の刑罰である絞から一等を減輕して）流

三千里とし、一本の手足を骨折させた場合には（闘訟律4条に規定する折支の刑罰である徒三年から一等を減輕して）徒二年半とするといった類のことをいう。「（他人の）奴婢（を殴打して傷害・殺害した）場合にはさらに一等を減輕する」とは、殴打して殺害した場合には、（部曲の場合の刑罰である流三千里から一等を減輕して）徒三年とし^{（6）}、一本の手足を骨折させた場合には（部曲の場合の刑罰である徒二年半から一等を減輕して）徒二年とするといった類のことである。もし闘争したことが原因ではなく、故意に部曲を殺害したならば絞とすべきである。もし殺害を計画して実際に殺し終わった場合^{（7）}も同様である。故意に奴婢を殺害した場合には流三千里とする。

〔訳注〕

- （5）部曲や奴婢を故意に殺害した場合の刑罰がそれぞれ絞と流三千里であることについて、銭『新注』699頁注釈⑧は「これもまた一般人を故殺した罪から分別して一等と二等を減輕している〔這就是指在故殺凡人罪上分別減輕一等与二等〕」と説明しているが、名例律56条に規定されているように、斬刑から一等を減ずれば流三千里となり、二等を減ずれば徒三年となるため、このような説明は適切とはいえない。
- （6）流三千里から一等を減輕すると徒三年となることについては、闘訟律7条訳注（5）参照。
- （7）原文「謀而殺訖」について、『訳註7』319頁は闘訟律7条に規定されている「同謀共毆傷人」のことであると解しているが、袁『注訳』621頁注釈④にも「人を殺そうと謀ってすでに殺害すること〔謀殺人已殺死〕」とあり、これは賊盜律9条の「謀殺人已殺」のことと思われる。

《第3段》

〔原文〕

即部曲奴婢相毆傷殺者。各依部曲与良人相毆傷殺法。〔余条良人部曲奴婢私相犯。

本条無正文者。並準此。]相侵財物者。不用此律。

疏議曰。部曲鬪毆殺奴婢。流三千里。折一支。徒二年半。折一齒。杖一百。奴婢毆部曲。損傷二事以上。及因旧患。令至篤疾。及斷舌毀敗陰陽者絞。折一支者。流二千里。折一齒者。徒一年半。若部曲故殺奴婢。亦絞。是名各依部曲与良人相毆傷殺法。余条良人部曲奴婢私相犯。謂謀殺人。穿地得屍不更埋之類。私相犯。本条無正文者。並準此条加減之法。相侵財物者。各依凡人相侵盜之法。故云不用此律。

[訳文]

もし部曲・奴婢が互いに殴打して傷害・殺害した場合には、それぞれ部曲と良人が互いに殴打して傷害・殺害した場合の法によって（処罰する）。[他の条文において、良人・部曲・奴婢がみずから⁽⁸⁾相互に罪を犯すものについては、当該条文に規定するところがなければ、すべてこの（原則に）準じて（処罰する）。]相互に財物を侵害する罪⁽⁹⁾については、この律を用いない⁽¹⁰⁾。

【疏文】部曲が奴婢を鬪毆殺した場合には流三千里とし、一本の手足を骨折させた場合には徒二年半とし、一本の齒を折った場合には杖一百とする。奴婢が部曲を殴打して二項目以上の損傷に該当する場合、及びかつて与えた損傷がもととなって、篤疾に至らしめた場合、若しくは舌を切断し、及び生殖器を損傷した場合には絞とし、一本の手足を骨折させた場合には流二千里とし、一本の齒を折った場合には徒一年半とする。もし部曲が故意に奴婢を殺害した場合にもまた絞とする。これらを「それぞれ部曲と良人が互いに殴打して傷害・殺害した場合の法による」と呼んでいるのである。「他の条文において、良人・部曲・奴婢がみずから相互に罪を犯すもの」とは、（賊盜律9条の）人を殺害しようと謀議する罪や（賊盜律20条の）地面を掘って死体が出てきたにもかかわらず埋め戻さない罪のような類のものをいう。みずから相互に罪を犯すものについて、当該条文に規定するところがなければすべてこの条文に定める加減の法に準じて（処罰する）。財物を

相互に侵害する罪については、それぞれ一般人が相互に侵盜する法によって(処罰する)。それゆえに「この律を用いない」といつているのである。

〔訳注〕

- (8) 原文「私」について、この「私」とは「公」に対する「私」という意味ではなく、「(主人の命令等に基づくものではなく)自分の意思による行為」とのニュアンスで用いられているものと考えたため、本文のように「みずから」と訳出した。
- (9) 『訳註 7』 321頁注 7 も指摘しているように、財物を「侵」するとは、名例律42条の疏文によれば、「財物を盜むことをいう〔謂盜窃財物〕」。錢『新注』 699頁注釈⑪はその具体例として、「強盜」(賊盜律34条)「窃盜」(同35条)「故燒人屋舍而盜」(同37条)「恐喝取人財物」(同38条)「以他故毆人因而奪物」(同39条)等の罪を挙げている。
- (10) 財産を侵害する罪に関して本条の規定が適用されない理由について、劉『箋解』 1531頁は、身体を損傷する罪はその人の人格と密接に関連するために、良人と賤人との人格が対等でない以上、通常と異なる罪が科せられるが、財産犯については人格と無関係であるので、通常の法が適用されるのであるという趣旨のことを述べている。

【鬪訟律20条】主殺有罪奴婢

〔原文〕

諸奴婢有罪。其主不請官司而殺者。杖一百。無罪而殺者。徒一年。〔期親及外祖父母殺者。与主同。下条部曲準此。〕

疏議曰。奴婢賤隸。雖各有主。至於殺戮。宜有稟承。奴婢有罪。不請官司而輒殺者。杖一百。無罪殺者。謂全無罪失而故殺。徒一年。註云。期親及外祖父母殺者。与主同。謂有罪殺者。杖一百。無罪殺者。徒一年。故云与主同。下条部曲者。下条無期親及外祖父母傷殺部曲罪名。若有傷殺亦同於主。故云準此。

〔訳文〕

奴婢に罪過があり、その主人⁽¹⁾が役所に（処罰することを）請うことなく殺害した場合には杖一百に処する。（奴婢に何らの）罪過がないにもかかわらず殺害した場合には徒一年に処する。〔（主人の）期親及び外祖父母が殺害した場合には主人と同様に（処罰する）。次条に規定する部曲の場合についてもこれを準用する。〕

【疏文】奴婢は賤しい奴隸身分であって、それぞれに主人がいるけれども、（主人が奴婢を）殺戮しようとするに至っては、役所の指図を受ける⁽²⁾べきである。奴婢に何らかの罪過があったとしても、役所に（処罰することを）請うことなく、濫りに殺害した場合には杖一百とする。「（奴婢に何らの）罪過がないにもかかわらず殺害した場合」とは、全く落ち度がないにもかかわらず故意に殺害した場合をいい、徒一年とする。註文に「（主人の）期親及び外祖父母が殺害した場合には主人と同様に（処罰する）」とあるが、これは罪過のある奴婢を（主人の期親及び外祖父母が）殺害した場合には杖一百とし、罪なき奴婢を殺害した場合には徒一年とするということである。それゆえに「主人と同様に（処罰する）」というのである。「次条に規定する部曲の場合」とは、次条には（主人の）期親及び外祖父母が部曲を傷害・殺害した場合の罪名は存在しないが、もし傷害・殺害した場合にはまた主人と同様に（処罰する）。それゆえに「これを準用する」といつているのである。

〔訳注〕

（1）原文「主」について、曹『訳注』751頁注釈〔1〕も指摘しているように、賊盗律7条の疏文に「およそ戸籍を同じくする良人身分以上の者で、家産の分割に与る資格のある者は、すべてみな主人とする〔但同籍良口以上。合有財分者。並皆為主〕』という「主」の定義が示されている。これによれば、いわゆる家長のみならず、家産分割の有資格者全員が主人とみなされることになる。なお、仁井田陞『中国身分法史』（復刻版、東京大学出版会、1983年）950頁以下もあわせて参照されたい。

- (2) 原文「稟承」について、『訳註 7』322頁注 1 は「さしずを受けること」、袁『注訳』623頁注釈⑤は「官府に稟報あるいは呈請して処理すること〔稟報或者呈請官府処理〕」とする。また、銭『新注』701頁注釈⑥は罪ある奴婢を官府の許可を得て殺害する制度に関して、睡虎地秦簡の『法律答問』の記述を根拠として、秦朝においてすでに存在していたことを指摘している。劉『箋解』1532頁以下も『史記』や『漢書』等を引用して同様の指摘を行っている。